

2020. 9. 17

ウズベキスタン入国にかかる諸手続き及び国別の感染状況評価について  
(新型コロナウイルス関連・注意喚起)

- ウズベキスタン空港会社は9月17日、新型コロナウイルスの進入の阻止にかかる措置策定特別共和国委員会の決定として、パンデミック下におけるウズベキスタンへの入国手続きについて発表しました。感染状況評価カテゴリー（赤、黄、緑）毎の詳細については、以下本文の1をご覧ください。
- 当館で現時点における国別の感染状況評価を確認いたしましたところ、日本は検疫措置が不要とされる「緑色国家」から、「黄色国家」と評価が変更されております（詳細は以下本文の2参照）。当地への渡航を計画の方におかれましては、ご注意ください。
- 上記を含め、当地への渡航及び滞在に必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

1 発表内容は以下のとおりです。

- (1) 黄色国家及び赤色国家からウズベキスタンへのフライトを利用する乗客は、搭乗手続きの際に、離陸時刻の72時間以内（当館注：空港当局によると、乗り継ぎの場合、最初の出発地の離陸時刻を基準点とするとのこと）に発給され、英語またはロシア語で記載された新型コロナウイルスに関するPCR検査陰性証明書を航空会社に提出しなければならない。陰性証明書がない場合、乗客は利用予定の便への搭乗を拒否される。
- (2) 赤色国家から到着した乗客は、空港の到着フロアにおいて、入国審査官に、新型コロナウイルスのPCR検査陰性証明書及び14日間の自己隔離に関する申告書を提示しなければならない。この際、申告書にウズベキスタン国籍の者は住所地を、外国籍の者は滞在地をそれぞれ記入すること。
- (3) 黄色国家から到着した乗客は、空港の到着フロアにおいて、入国審査官にPCR検査陰性証明書を提示しなければならない。（破損などにより）有効な証明書がない場合、該当する乗客は空港において自費でPCR検査を受けた上、14日間の自己隔離に関する申告書を記入し、入国審査官に提出しなければならない（当館注：空港当局によると、何らかの理由で有効な証明書が提示できなかった場合に隔離される期間は、空港でのPCR検査で陰性が確認されるまでの間であり、最大14日間とのこと）。
- (4) 緑色国家から到着した乗客（病気の症状がある乗客を除く）には検疫上の要件は適用されない。
- (5) 黄色国家及び緑色国家を出発し、赤色国家を乗継ぎで経由して来た乗客についても、ウズベキスタンへの入国は認められる。該当する乗客は到着の後、PCR検査陰性証明書が無い場合には、空港において自費でPCR検査を受けた上、14日間の自己隔離に関する申告書を提出しなければならない。
- (6) 赤色国家から黄色又は緑色国家を経由してウズベキスタンに入国する乗客についても、ウズベキスタンへの入国は認められる。該当する乗客は到着した後、PCR検査陰性証明書が無い場合には、空港において自費でPCR検査を受けた上、14日間の自己隔離に関する申告書を提出する。
- (7) 到着時に発熱やその他新型コロナウイルスにかかる症状がある乗客は、ウズベキスタンの空港で検査を受けることとなる。PCR検査が陽性の場合、乗客は入院して治療を受けることとなる。

2 本発表を受け、当館で現時点における国別の感染状況評価を確認いたしましたところ、9月11日付の外国からの入国者への検疫措置に関する国別の3段階の感染状況評価（赤、黄、緑）カテゴリーは以下のとおりとなっております。日本の評価が黄色国家に変更されておりますところ、ご注意ください。

(1) 緑色国家

中国、ベトナム、タイ、イエメン、モンゴル、スリランカ、マレーシア、キプロス、タジキスタン、ジョージア、ラトビア

(2) 黄色国家

**日本**、韓国、エジプト、パキスタン、カザフスタン、アルジェリア、フィンランド、ヨルダン、シンガポール

(3) 赤色国家

スウェーデン、バングラデシュ、インドネシア、ポーランド、ドイツ、アゼルバイジャン、チュニジア、キルギス、カナダ、トルコ、イタリア、ベラルーシ、サウジアラビア、英国、ロシア、ネパール、ポルトガル、スイス、オランダ、オマーン、ウクライナ、インド、ルーマニア、アラブ首長国連邦、フランス、カタール、ルクセンブルグ、米国、スペイン、クウェート、イスラエル、バーレーン

3 上記を含め、当地への渡航及び滞在に必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060、(夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00014.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html)

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311、(内線) 2902、2903